

静岡県告示第14号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年1月7日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	富士市西船津字道上 30 番の3地先から	前	5.27~5.27	9.6
		富士市西船津字中村 64 番の3地先まで	後	7.20~7.20	9.6